

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求める。

平成27年11月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮詢問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成27年11月20日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 謙人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく次の無形文化財の指定及び同条第2項の規定に基づく無形文化財の保持者の認定について

無形文化財「革工芸」 保持者・本池秀夫（米子市）

日本の工芸のなかで革を用いたものは、武具・甲冑から衣装・装束、袋物・箱などの器物類まで多岐にわたっている。遺存する遺物において古くは古墳時代の甲冑などにその使用がみられ、日本における革工芸は少なくとも1,500年以上の歴史をもつことが知られている。革工芸には、毛を取り去った生革を叩いて成形したのに漆を塗って仕上げた漆皮、染料や煙によって色や文様を出した染革などといった技法がある。

保持者として、米子市の本池秀夫氏が挙げられる。本池氏は独学により1971年には自身のアトリエをもち、バックや靴、アクセサリーといった革を素材として制作と販売をはじめている。その後訪問したイタリアにおいて出会った磁器人形に強く影響を受け、革による人形制作を志すようになった。

自らが修行し習得した革工芸を基に牛革の素材を見極め、独自に技法や制作道具に工夫を凝らす。人形の肌着から上着にいたる洋服や靴、帽子など、また椅子や机、周囲に配される道具類までも革という素材の肌の質感や造形の可能性を押し広げつつ制作され、細部にまでこだわり独創のリアリズムを追求する。鳥取県を代表する革工芸作家である。



作品1



作品2

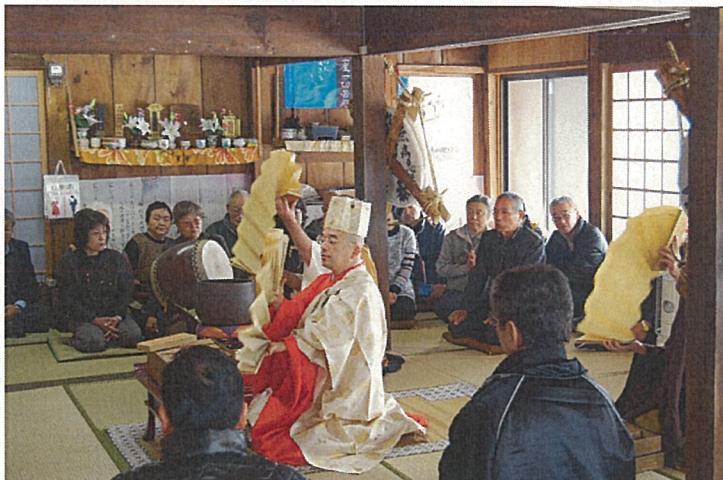
2 鳥取県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づく次の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「おこない」

おこないは一般に、春の初めの農事祈願の祭りと仏教の法会が習合したものといわれ、近畿地方に多くみられる民俗行事である。鳥取県では境港市の瀬崎地区、福定町、竹内町で行われていたが、現在は竹内町だけに伝承されている。

竹内町では、江戸時代中期頃、開発の祖15家を講元と定め、それぞれの血族・分家で薬師講を結成し、以来輪番で祭祀を行っている。正月5日に供物として大きな鏡餅を作成し、7日にそれを講元の仏壇に供え、9日に大同寺住職を祭主として盛大な式典を挙げて、国家安泰・町内安全を願う。

地方におけるおこない行事の希少な事例であり、行事に用いる墨書した鏡餅など供物に特色がみられること、文久2年(1862年)の薬師講規約が残り江戸時代まで確実に由緒をたどることのできることからも、貴重な無形民俗文化財といえ、廃絶した行事や隣県の類似行事を含め、記録作成等の措置を講ずべきである。



大同寺での祭祀



供物

鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日

鳥取県条例第 50 号

第 3 章 県指定無形文化財

（指定）

第19条 教育委員会は、無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあっては、その代表者)に通知してする。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第 3 項の規定を準用する。

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第 29 条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

第 8 章 雜則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)